

# 広島県教育委員会会議録

平成31年3月13日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

平成31年3月13日（水） 9：30開会  
12：25閉会

## 1 出席者

教育長	平川	理恵
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	近藤	いずみ

## 2 欠席委員

菅田	雅夫
----	----

## 3 出席職員

教育次長	畦地博之
管理部長	池田克輝
教育部長	諸藤孝則
乳幼児教育・教育支援部長	池田肇
参与	北川千幸
理事	榊原恒雄
総務課長	大内貞夫
秘書広報室長	山崎真紀
教職員課長	山田哲也
学校経営支援課長	山本聖典

## 教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第1号議案	広島県教育委員会規則の制定及び一部改正について	1
日程第3	報 第1号	平成31年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	8
日程第4	第5号議案	平成30年度メイプル賞（第2回）の受賞者について	10
日程第5	第4号議案	教職員人事について	10
日程第6	第2号議案	広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正について	10
日程第7	第3号議案	教職員人事について	10

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですけれども、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、中村委員及び志々田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

細川委員： 第2号議案、第3号議案及び第4号議案は、個別の人事に関する案件であり、第5号議案は、表彰者の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思いません。

平川教育長： ほかに御意見はございますか。

( な し )

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第2号議案の広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正について、第3号議案の教職員人事について、第4号議案の教職員人事について、第5号議案の平成30年度メイプル賞（第2回）の受賞者については公開しないということに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案を公開しないで審議することといたします。

#### 第1号議案 広島県教育委員会規則の制定及び一部改正について

平川教育長： それでは、第1号議案、広島県教育委員会規則の制定及び一部改正について審議をいたしますが、制定及び一部改正する規則が複数ありますので、第1号議案の1と2に分けて説明させていただきます。

それでは、第1号議案-1について、大内総務課長、説明をお願いします。

大内総務課長： それでは、第1号議案、広島県教育委員会規則の制定及び一部改正につきまして御説明申し上げます。

先ほど教育長からありましたように、2点ございまして、私の方からは、第1号議案-1、広島県立高等学校等管理規則の一部改正について御説明いたします。

この度の一部改正でございますけれども、1の提案の要旨に記載しておりますとおり、県立学校における業務効率化と教職員の負担軽減を図るとともに、障害者雇用の促進を目的として、県立学校に学校ワークサポート職員、非常勤の職員でございますけれども、これを新たに設置することとし、関係規則の所要の改正を行うものでございます。

学校ワークサポート職員は、庶務事務等に関する補助的業務に従事することとしておりまして、具体的な業務といたしましては、学校内外の清掃などの環境整備業務や資料の印刷などの事務室業務補助等が想定されますが、従事する業務を一律に定めることはせず、勤務いただく方の障害特性等を考慮した上で、各学校で必要としている業務に従事していただきたいと考えております。

また、勤務時間につきましては、1週間当たり30時間を基本といたしますが、それよりも短い勤務時間、又は日数の設定も可能とすることにより、障害者の体力面の不安や就労経験の有無なども考慮した上で、無理なく勤務することができるようにしたいと考えております。

来年度は全ての県立高等学校及び特別支援学校に各1名の配置を予定しておりまして、現在、関係団体の協力も得ながら、任用希望者の募集を行っているところでございます。

これにより教員の負担軽減を図りつつ、法定雇用率の早期達成を目指してまいります。

1 ページには改正条項，2 ページには新旧対照表を添付しております。後ほど御覧いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

平川教育長： 続いて，第1号議案－2について，山本学校経営支援課長，説明をお願いします。

山本学校経営支援課長： それでは，第1号議案－2について御説明いたします。

来年度から県立学校に，学校が保護者や地域住民等と話し合い理解と協力を得ながら学校運営を進めます，学校運営協議会制度，いわゆるコミュニティ・スクールを導入いたします。

この制度は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に定められておりますが，この法律に基づきまして，提案内容の2の(1)にあります，「広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」を新たに制定いたしますとともに，(2)，(3)にありますように，それに伴いまして関係規則の一部を改正するものでございます。

それでは，新たに制定する規則の主な内容を御説明いたします。

1 ページを御覧ください。第2条の「委員の任命」についてでございます。第1項にありますとおり，学校運営協議会の委員の人数は10名以内とし，その委員の構成は，法律には，「地域の住民」，「保護者」，「学校の運営に資する活動を行う者」，「その他当該教育委員会が必要と認める者」について任命するでございます。「その他教育委員会が必要と認める者」といたしまして，第2項で，「協議会を設置する学校の校長」と定めたところでございます。また，必要に応じまして，「学識経験者」や，「その他校長が必要と認める者」のうちから任命できることとしております。

第3条の「委員の任期」でございますが，任期は1年といたしますが，再任を妨げないとしております。

第5条の「委員の解任」につきましては，任期の途中であっても，各号のいずれかの解任事項に該当する場合には，委員を解任することができるよう定めております。

続きまして，2 ページを御覧ください。第9条の「基本的な方針の承認」でございます。学校運営協議会は，学校運営や必要な支援について協議を行うとともに，主に三つの役割を担っております。一つ目は，校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。二つ目といたしまして，学校運営について，教育委員会又は校長に意見を述べること。三つ目といたしまして，教職員の任用に関して，教育委員会規則で定める事項について，教育委員会に意見を述べることでございます。

その一つ目の役割でございます。「学校運営の基本方針の承認」につきましては，法律で，「教育課程の編成」，「その他教育委員会規則で定める事項」とございまして，規則で定める事項といたしまして，「学校経営計画に関する事項」及び「その他校長が必要と認める事項」と定めたところでございます。

第10条「意見の申出」の第2項でございます。三つ目の役割でございます「教職員の任用に関する意見の申出」につきましては，本規則では，「教育長が別に定める」としてしております。このことにつきましては，特定の個人に関する意見を除き，「基本的な方針に基づく学校の運営に資する事項」とするよう検討しているところでございます。

第11条の「学校運営等に関する評価」でございます。これまで学校関係者評価委員会により行っておりました学校関係者評価を，来年度からは学校運営協議会で行うよう定めたところでございます。

3 ページを御覧ください。第13条の「委任」でございますが，本規則で定めるもののほか，学校運営協議会の運営その他学校運営協議会に関しましては，教育長が必要な事項を別途定めることとしておりまして，新たに要綱を定めることを考えております。

なお，附則におきまして，高等学校等管理規則及び教育長に対する権限委任規則の関連規定について，所要の改正を行うこととしております。内容といたしましては，4 ページ，5 ページに新旧対照表を付けておりますので，後ほど御覧ください。

本規則は，平成31年4月1日から施行することとしておりますので，制定後，速やかに県立学校に周知し，徹底してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

平川教育長： 第1号議案の1と2の説明に対しまして，御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 最初の議案についてですが，学校ワークサポート職員というのは，教員の働き方改革等の観点から，大変良いことだと思うのですが，スクールサポートスタッフと，この学

校ワークサポート職員，学校ワークサポート職員は庶務事務等に関する補助的業務であって，各学校が必要としている業務をやってもらおうということですが，この二つの違いというのは，学校では明確に理解できるようになっているのでしょうか。

大内総務課長： 学校ワークサポート職員については，主に事務室の庶務的な事務の補助ということを考えておまして，既に設置しておりますスクールサポートスタッフとか補助員とは若干その性格を異にしております。そこは各学校にも，業務の具体的な切り出しの中で十分に説明していこうと思っております。

中村委員： 採用するかどうかとか，あるいは採用するときの面接というのは，各学校でするのですか。それとも教育委員会でするのでしょうか。

大内総務課長： 面接につきましては各学校で行っていただくこととしておりますけれども，現在，任用希望者を総務課で一元的に管理しておりますので，随時，学校に紹介するという形で，任用に当たってのサポートを総務課で行っております。

近藤委員： 私も中村委員と同じような質問になるのですけれども，スクールサポートスタッフの業務というのは，条文上はどのようになっているのでしょうか。

大内総務課長： スクールサポートスタッフに係る条文は，後ほど確認しますが，どちらかというと教務の補助になります。

近藤委員： 条文上，その辺りが明確に分かるのかということと，あと，このネーミングの話なのですが，スクールサポートスタッフと学校ワークサポート職員で統一がとれていないような，ちょっと据わりが悪いような気がするのですけれども。

大内総務課長： 御指摘のところは，サポートという片仮名の職名ということもあるのですけれども，そこは先ほど中村委員にも御説明申し上げたとおり，学校の現場で混乱が起きないようにしてまいりたいと思っております。

細川委員： 学校ワークサポート職員は，原則として障害をお持ちの方ということなのではないでしょうか。

大内総務課長： 原則として障害者の方でございます。身体，知的，精神は問いません。

細川委員： 例えば，県内の特別支援学校でたくさんの子供が学んでおりますが，その子たちにとって，どのような影響とか効果があるとお考えですか。

大内総務課長： 実は現在でも教務補助員という非常勤の職を特別支援学校に設けておまして，これは将来的に特別支援学校の生徒が就職するまでのトレーニングを行うような職種と位置付けて運用しておりますけれども，今回の学校ワークサポート職員についても，実際に企業等で働く際に，助走期間と申しますか，就労に慣れていただくといった効果は見込めるのではないかと考えております。

細川委員： そういう意味では，また一つ働く場が増えるということで，励みにもなるのではないかと思います。これはあくまで非常勤であって，常勤に変わる可能性があるのか。それから，契約年数等はあるのでしょうか。

大内総務課長： 一応非常勤なので，任用期間としては1年とかの単位なのですけれども，当然，複数年の任用も想定しているところでございます。

今の制度では，正規職員というのは特別選考で選考試験を受けて採用しておりますので，現時点で非常勤の職員を一律正規にというのは，今後の検討が必要であろうかと思えます。

細川委員： 初年度は何名ぐらいの採用を想定されておりますか。それから，地域的なものはございますか。

大内総務課長： 初年度は，来年度の予算ベースでいきますと，110名を雇用する予定でございます。内訳としては，県立学校97人，事務局8人，それから事務局単独施設5人を予定しております。

地域的にも，今，任用希望者を募集しているのですけれども，障害者手帳の保有状況から考えますと，県内の各自治体に，18歳から64歳までの，いわゆる働くことが可能だと思われる年齢の方というのは，一定数いると考えております。

志々田委員： まず，学校ワークサポート職員，近藤委員がおっしゃるように，名前が何とかならないかなと思いますが，仕様がないのでしょうね。考えた末，こうなっているのかもしれませんが，間違っただけで伝わったり，いろいろと弊害が出てくる可能性があるのです。まずはそここのところの徹底をしてもらうことが必要かと思えます。

もう一つ，基本的に障害を持っておられる方に学校の中で働いていただく職ということで，特別支援学校を卒業した生徒さんたちが働けるようにということを考えておられると。そのときに，どんな仕事ができるのかというのは，無限にある気がするのです。なので，仕事自体を定めないということは，とても良いことだと思うのですけれども，障

害を持っておられる方たちと、あまり生活を共にしていないと、これぐらいしかできないだろうとか、これ以上お任せすると負担になるだろうとかという形で、だんだん仕事が制約されていくということは、よくあることだと思うのです。次々と仕事を増やしていけるようにするためにも、日頃からそういうことを考えながら生徒と教育に従事されておられる特別支援学校の先生方やジョブサポートティーチャーの先生方から、年に1回でもいいので、学校ワークサポート職員の仕事を管理する側の学校側に研修を行ったり、こういうことをやってもらったら、こんな良い形でできるようになったとか、働き方、時間のやりくりという面でも、もしかしたら今までどおり50分に1回お休みがあった方が良いのかもしれないですし、あまり慣れていない人では理解できないところがあるかもしれないので、そういったいろいろな工夫を、学校ワークサポート職員が学校の中で生き生きと仕事ができるためにも、プロフェッショナルである特別支援学校の先生方にいろいろと知見を得るような会議を設けられたらと思います。そうすることで、学校側も働くということをもっといろいろ話すことになるかもしれませんし、せっかく良い職ができたので、学校ワークサポート職員をめぐって学校の中と社会の中の働き方を変えていけるような、障害を持った方たちの働き方を変えたり工夫していけるような、そんな知見が出るというなど期待していますので、是非よろしくをお願いします。

大内総務課長： 今、委員がおっしゃったことは非常に大事だと思ひまして、関係団体へ任用希望者の募集をかけた際に、正に同じことをおっしゃって、仕事を固定してほしくない、いわゆる障害を持っている方がこれしかできないのだという考え方はしてほしくないということをおっしゃっていました。そうならないようにしないとイケないと思ひますし、4月からスタートをしていくのですけれども、当然いろいろなことがあると思うのです。なので、総務課として、今おっしゃった、特別支援学校の先生方、あるいは、障害者を支援していらっしゃる関係団体との情報交換ですとか、障害者にしっかりと働いていただけるような環境作りはしていかなければと思ひます。

志々田委員： 今度は学校運営協議会のことなのですが、まず、ここには書かれていないですけれども、協議会の委員の選任はどなたがすることになっているのでしょうか。

山本学校経営支援課長： 委員の選任については、教育委員会が任命することになりますけれども、実際には各校長が様々な地域の方々、また保護者等としっかりと考え、学校でまず候補者を選んでいただくという形です。

志々田委員： そうなるだろうと思ひます。やはり、その学校の経営方針に従って一緒に御協力いただける委員を選任していくということは、校長先生がお願いをし、校長先生が内諾を得て、それで正式には教育委員会が任命するという手続だろうと思ひますが、それをここに書いていないのは珍しいなと思ひたのですけれども。

山本学校経営支援課長： 一応、法的には教育委員会で任命することになっていますので、規則には記載しておりません。

ただ、今も言われたように、実際には学校できちんと選んでいただく。そして、事務委任で校長に、任命の部分も委任したいと考えておりますので、規則的には教育委員会で任命することになりますが、実際、校長の責任でやることになります。

ただ、教育委員会では知らないよというわけにはいきませんので、そこはしっかりと学校と連携していきたいと考えております。

志々田委員： やりたいと思ひの方が、どうやったらなれるのかということが分かる仕組みが大事だなと思ひます。実際、自分になりたいと言ってなれるものかは別として、こういう仕事があつて、自分も関わりたいと思ひたときに、そこに関わるような方法がないと、だんだん閉鎖的になっていくとか、校長先生の知っている人に限られてしまつて、話の輪が広がっていかないとか、仲間の輪が広がっていかないということもよくあります。それが学校運営協議会の形骸化ということを生むので、新しい人にどうやって入ってきてもらえるか、オープンな組織であることが必要だと思ひているので、決して身内で固めない。よく見るのは、その高校のある町内会の役員がずらつと並び、その次が、今まで御支援いただいていた関係の企業の方がずらつと並び、あと管理職がずらつと並びという学校運営協議会です。これでは今までと何も変わらない。学校運営協議会によって新しい風が入らないとイケないのです。なので、校長が必要と認める者をどう探すのかとか、アイデアをどう学校の中に持ってこられるかというところが、みそだと思ひるので、是非そのところはしっかりと御説明いただきたいと思ひます。

次ですが、学校運営協議会の会長は互選によって選出をし、基本的に校長先生はならないものになっているのでしょうか。

山本学校経営支援課長： 会長は互選としています。ただし、要綱で、校長は会長にはなれないと定めたいと考えております。

志々田委員： よく校長先生が会長になられるのも見るので、それはちょっとどうなのかなと。学校の会議になるのではないかと思うのです。なので、やはりそこはなれないと規定で定めることが大事かなと思います。

そのことを踏まえると、第10条のところで、様々な協議会において話し合われたことの意見を教育委員会に述べようとするときに、校長を経由して行うものとするという、これがわざわざ入っているのはとても珍しいと思うのですけれども、どうしてこういう項目が入っているのでしょうか。

山本学校経営支援課長： 意見を教育委員会等に述べる場合に校長を経由するという部分は、意見をそれぞればらばらに言われても困りますし、そういう意味で、協議した内容を校長がしっかりと踏まえて教育委員会に来て、教育委員会に申し出るという手続を定めております。

志々田委員： 協議体の代表が会長であるとするならば、そこで話し合われた内容というのは、校長が言う必要はなく、会長が言えば良いのではないかなと思うのですけれども。普通、社会の会議とかというのは全部、その議長なり委員長なり会長なりが意見を表明すると思うのです。単純に事務手続上のことであったとしても、教育委員会に物を言うのが事務手続上難しいというのは、おかしいような気がするのですが。この辺りどのように考えておられるのですか。

山本学校経営支援課長： 会長は多分、会長名で意見をまとめた意見書というものを作られると思いますが、学校運営の全体を踏まえた、校長の思いもありますので、それを踏まえて、教育委員会に申し出ていただくよう今は考えています。

志々田委員： 学校の思いがあるのなら、学校運営協議会の中で正々堂々とお話しになられて、会長に議論を託されることが正しいかなと思います。

もちろん実際には校長先生がお話しになるということはあるかと思いますが、ですが、今のように特段大きな理由がないのなら、どういう手続で申出を行うかということ、ここで規定せずに、要綱で定めても良いのかなと思います。ここで規定すると、せっかく話し合ったのに、結局校長先生の口から教育委員会に伝わるのだったら、そこで何かフィルターを通るのではないかと感じる規定になっている気がするのですけれども。

山本学校経営支援課長： 校長経由というのは、あくまで事務手続上のことを書いているところまでございまして、しっかりと協議会の中で話し合っていて、その内容をきちんと出していただいて、その部分を校長からという。他県の事例等もそのようになっているのですけれども、校長からしっかりと話をさせていただきたいという思いがあります。

志々田委員： 他県も幾つかそういうところがあるのだろうとは思いますが、こう見たときに、余計な疑念も感じられることの方が、弊害があるように思います。

ただ、事務手続上はこういうことだろうと思うので、この規定自体を外せとか、あつてはならないとは思いませんが、誤解を招く言葉になっているかもしれませんので、もう一度御検討いただきたいと思います。

もう一つ、会議の公開ということもとても大事です。公開をしているのであれば、やはり見に来てもらうということも大事かなと思います。あまり傍聴に来ていただくチャンスがなくて、とても残念がっておられる学校運営協議会の委員もたくさんいらっしゃるの、皆さんが気軽に見に来てやすい日時設定と、会議に出席する方の御理解というものが必要かなと思います。

そのときに、8条の2の、「あらかじめ会長に申し出なければならない」という、このあらかじめとは、どの時点のあらかじめなのか。こういう公的な性質の会議ですので、誰が出席したのかが分かることは必要だと思うのですけれども、あらかじめというのがどの時間なのかということをお教えいただけますか。

山本学校経営支援課長： あらかじめというのは会議の前というお話でございますので、それが1日前か3日前か会議の数分前かということもあると思うのですが、そこは我々も今検討しているところです。会議が終わった後の報告ではなくて、始まる前には申し出ていただくというつもりで、このあらかじめというのは付けております。

志々田委員： 大事なことが話し合われていますので、どんな人が聞いているのかということ踏まえた上で意見を言っていたかかないと、誤解を招くようなこともあろうかと思えます。制限するのではなく、誰が来ているのかということ、学校運営協議会側が知っていることは大事かなと思います。

ただし、あらかじめというところをやはり気にされるので、そんな大事な会だったら



1週間前にはとか、前の日までには言わなくてはいけないのかと思って、来てもらえないといけないので、基本的にはその場の前までに来てもらって、きちんと誰が聞いているのかということが分かるような記録ができるということが大事だということを、運営の中心になる校長先生方にしっかりと説明をしていただきたいと思います。委員に誰がなるのか、なりたい人は参加できるのか、そしてその場で物は言えなくても、話を自由に聞くことができるのか、それがきちんと教育委員会に伝わるのか。ここの実効性がなければ学校運営協議会というのは必ず形骸化してしまいますので、是非とも皆さんが柔軟にたくさん意見を言って議論ができるような学校運営協議会となるように、くれぐれも校長先生方への周知徹底をお願いできればと思います。

山本学校経営支援課長： 先ほど申し上げましたとおり、学校運営協議会は初めて行うことですので、その運営のやり方というのは今からマニュアルを作らせていただきますし、また、校長等にも研修をしっかりとしていかなければならないということで、3月にも一度研修しましたけれど、この4月に新たに校長先生になる方にも、この3月末に研修をさせていただきます。また、4月当初には、新しい先生、また今いらっしゃる先生方に研修も行っています。今委員が言われたことも踏まえまして、そこは伝えてまいりたいと思います。

近藤委員： 細かいことかもしれませんが、学校運営協議会の設置規則の委員の解任について、解任と辞任を別にする決め方というものもあるのだと思うのです。解任はこちらから解任する、辞任というのは委員の方からの辞任で、理由があって教育委員会が相当と認めたら辞任することができるみたいな決め方にもあり得るのではないかなと思うのですけれども。辞任の場合も解任という決め方というのは、一般的なのでしょうか。

山本学校経営支援課長： 辞任があった場合にも解任という言い方になります。

近藤委員： これは、よくこういう定め方をするものなのですか。

山本学校経営支援課長： 他県の事例等々見させていただくと、こういう定め方となっています。

中村委員： 学校ワークサポート職員の方に戻りますが、先ほど目標人数という説明もありましたが、現時点で任用希望者がどのくらいあって、目標にどのくらい達しそうかという見込みはいかがですか。

大内総務課長： 先週の月曜日から募集を開始しておりますけれども、実際に今、我々の手元に届いているのは、まだ10数人ぐらいです。

ただ、学校等でも独自のネットワーク等がありまして、任用希望者の募集もやっておりますし、我々もハローワーク等と連携いたしまして、ハローワークで仕事を探している方への働きかけもしておりますので、もう少し集まるかと思えます。引き続きそういった任用希望者の募集についての働きかけは行っていきますけれども、現時点では、今申し上げたとおりの人数です。

細川委員： では先ほどの中村委員の質問に関連して、この春卒業される特別支援学校の卒業生などで、一般就労を希望されている方もいらっしゃいますが、そういうところへの働きかけみたいなものは、学校からあったのですか。

大内総務課長： 募集開始時点で特別支援学校の生徒の来年度の就労先は、ほぼ決まっています。当然、学校内へ周知はしておりますけれども、実際の希望状況については把握しておりませんので、引き続き把握していこうと思えます。

また、先ほど近藤委員から御質問のありました、規則におけるスクールサポートスタッフと学校ワークサポート職員の違いなのですが、学校ワークサポート職員の方は、2ページの上段にございますように、第10条の第17項に、「上司の命を受け、庶務事務等に関する補助的業務に従事する」となっておりまして、一方、スクールサポートスタッフにつきましては、同じ10条の第15項に、「上司の命を受け、教務事務の支援に関する業務に従事する」と、規則上は明確に分かれています。

細川委員： 1-2に戻りますが、先ほど志々田委員からもございましたけれど、私も地元では学校評議員をさせていただいているところございますが、ここ何年もメンバーは固定化されております。最後の評議員会議などのときに校長から、来年もお願いしますと皆さん頼まれて、また来年も同じメンバーが続くわけです。先ほど志々田委員が言われたように、それでは意見も硬直化してくるし、見方も非常に偏ってくるし、校長先生には、是非ほかのメンバーを入れられたらどうですかということも言うのですが、なかなか現実はそのようになっていないところがございます。県教委からも地域のコミュニティーの代表とかいろいろな方に御相談をされるように、校長への指導もお願いできればと思います。

また、片や学校関係者評価委員会というものもございます。その評価委員会との関連

性というのはどのようになりますでしょうか。

山本学校経営支援課長： 評価委員会そのものは今回なくしまして、この運営協議会に評価委員会と同じ役割をしていただこうと思っています。

それと、先ほど言われました、委員が代わらない、固定化という部分がありますが、この第3条で委員の任期を1年とさせていただいたのは、そうした固定化というのを極力なくしていきたいからです。コミュニティ・スクールで様々なことを協議していく中で、年度が替わって学校の状況も変わったりして、今年はこれをしようということがあると思っています。そういう意味で、自分たちが今年はこれをやりたいという部分を踏まえて委員の選任をしていただきたいということで、1年ということを書かせていただいています。そこから辺りまた、校長にいろいろな研修の中で説明していこうと思っております。

細川委員： 任期は1年なのですが、再任を妨げないというところで、実は再任、再々任、再々任がありまして、その辺のところは今後努力をしていただければと思います。

また、志々田委員の質問に関連しますけれども、意見の申出を、校長を経由して行うものとするということで議論がございましたが、この協議会の会議は公開というのは、会議は公開でしょうけれども、その後の議事録とかの公開については各校にお任せをされるのでしょうか。

山本学校経営支援課長： 議事録等も各学校のホームページ等で公開していただこうという思いを持っておりますので、その部分は学校にお伝えしようと思っております。

細川委員： そうということがございましたら、恐らく会長さんは、会議が終わったときに、では校長先生、教育委員会へ報告しといてくれよというようになると思っていますので、さほどそこで曲げられて教育委員会に報告をされるということはないとは思わせていただきます。

それから、これは、その職を任せられている身からしたら、ある程度大転換でございまして、その辺のところの、4月1日以降、各校でスムーズにこの学校運営協議会がスタートできるような、県教委から各校への指導のスケジュールはどうなっていますでしょうか。

山本学校経営支援課長： 来年度から新たに立ち上げるということで、これまでも校長を対象にした研修等もさせていただきました。先ほど申しましたように、新たに校長になれる方にも、この3月末には研修をさせていただきます。

まず、4月に委員を選んでいただくのですが、初年度はやはりすぐには難しいので、少し猶予を設けて委員を選んでいただこうと思っています。その間に、他県でいろいろと活動されている方をお呼びして、何日間かで、新しい校長又は悩んでいらっしゃる校長の相談に乗っていただくような相談体制を作っていこうと思っております。

また、この研修そのものもずっとやっていかないといけないと思っていますので、絶えず校長の研修、また、新たに委員になられた方にも、全員にはすぐにはできませんけど、定期的に研修をさせていただこうと思っております。

志々田委員： 委員の選任は本当に大変なのだろうと思います。どんな人を委員にしたらいいですかという質問は、よくマイスターの方たちはされておられるようなのですが、どうやるかといったときに、やはりその学校の課題が一体何なのかということ一度学校内で話し合って、私たちの学校にはこういう課題とこういう課題とこういう課題があるので、一つ目の課題のためにこういう委員さんに入ってもらいたい。二つ目の課題のために、こういう委員さんが必要だという、そういう何か課題があって、それを解決する学校のブレーンとして外から入ってきてもらうので、やはり一度学校内で、学校の教職員も含めて皆さんで、この学校をどうしていきたいのか、そのためにはどんな課題があるのかという洗い出しをして、その結果を持って、教育委員会に、こういう先生が欲しいのです、こんな生徒指導上の課題があるのでこういう人に入ってほしいのですと言うと、そこから県教委が関係諸団体等をお願いして、良い先生にこの学校に来てくださいますかというような、具体的な選任の作業ができるのだと思うのです。

なので、多分校長先生たちにそのやり方をお伝えしないと、誰を推薦したらいいのかも分からないですし、そういうことで来た委員さんも、自分が何を言ったらいいのか、本当に困るのですよ。私もお声かけいただいて、その地域の課題や学校の課題が分からないときにはお断りするのですよね。自分の何が学校に貢献できるのか分からないので。ただ教育の専門家だからといって呼ばれても、何のお役にも立てないと思っています。

そのように学校の中で、選任をする前に学校の課題、若しくは、来年度までにこういうことを達成したいという目標を設定して、そこから委員が選任できるようにお考えになられたらいいのかなと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、本件の質疑を終わります。  
採決に移ります。  
第1号議案の1と2のそれぞれについて採決いたします。  
第1号議案-1に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。  
続いて、第1号議案-2に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報 第1号 平成31年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

て

平川教育長： 続きまして、報第1号、平成31年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、総務課長、説明をお願いいたします。

大内総務課長： それでは、報第1号議案につきまして説明申し上げます。

平成31年広島県議会2月定例会に提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条により、知事から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集するいとまがないと認められましたので、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理し、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、今回御報告を申し上げ、承認をお願いするものでございます。

この度承認をお願いいたします議案は、1枚目、資料中ほどの「臨時に代理した事項」にございます、平成30年度教育委員会関係補正予算案についてでございます。

2ページをお願いいたします。まず、「1 平成30年度一般会計予算」の「(1)歳入」について御説明いたします。表の横軸中ほど、「今回補正額」の欄の一番下の段でございますけれども、「教育委員会会計」の欄にございますとおり、61億円余の減額となり、最終予算額は433億5,000万円余となっております。

減額の主なものといたしましては、「国庫支出金」が10億6,000万円余の減となっております。これは、義務教育負担金が教職員給与費の減に伴い、当初の見込みを下回ったことによるものでございます。また、「県債」につきましては、退職手当債を35億円減額したことなどにより45億7,000万円余の減となっております。

なお、各項目のうち、「寄附金」につきましては1億6,000万円余の増となっております。これは広島版「学びの変革」推進寄附金によるものであり、今年度の寄附実績額と見込み額の合計を、寄附金収入として計上するものでございます。

続きまして、「(2)歳出」についてでございます。表の横軸中ほどの「今回補正額」の欄の一番下の段、「合計」欄にございますとおり、53億3,000万円余の減額となっております。

主な増減につきましては、その下の「(3)歳出の経費区分別内訳」に基づいて説明いたします。まず、一番上の欄の「一般事業費」についてでございますけれども、5億

7,000万円余の減額となっております。具体的には、内訳の「施設整備」におきまして、内外部改修工事や設計委託の入札減などにより2億5,000万円余の減額となっております。内訳の「その他」の欄につきましては、高等学校等就学支援金事業の支給対象者数が見込みを下回ったことや、非常勤講師の報酬などの実績が見込みを下回ったことなどにより、3億2,000万円余の減額となっております。次の職員給与費につきましては、支給対象者が当初の見込みを下回ったこと、当初は1万5,625人と見込んでおりましたが、最終的には1万5,369人となっております。そういったことなどにより46億3,000万円余の減額となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。「繰越明許費」についてでございます。繰越明許費として16億2,000万円余を計上しております。これは、県立学校施設等のコンクリートブロック塀等改修工事、広島みらい創生高等学校の解体、外構工事、災害復旧工事における工期調整などに伴い、事業費を繰り越す必要が生じたためでございます。

次に、「2 平成30年度高等学校等奨学金特別会計予算」についてでございます。貸付者数が見込みを下回ったことなどから、1億2,000万円余の減額を行うものでございます。

4ページ、5ページには項目別の歳出内訳、それから8ページ以降には議案を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。教育委員会の関係課にて確認し、内容に問題がないことから同意することが適当であると考えましたので、教育長が臨時に代理し、同意する旨の回答をいたしました。御承認のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 2点、質問なのですが、まず、歳入の県債で減額になった理由として、退職手当債の減額という話があったのですが、どういうことなのか、教えてくださいというのが1点です。

もう1点が、歳出の職員給与費だったかと思うのですが、そちらについて減額になった事情の一つとして、非常勤講師について見込額を下回ったというお話があったかと思うのですが、非常勤講師、なかなか予算が付かないということが任用が難しい理由になっているのかなと思ったりもするのですが、見込みを下回ったというのがどういうことなのか。以上2点について教えてください。

大内総務課長： まず、1点目の退職手当債の減でございますけれども、退職手当債につきましては、今回、35億が、県全体の事業費の執行見込等を踏まえまして、不要となった財源によりまして赤字地方債である退職手当債を可能な限り抑制しようとしたものでございます。

2点目の非常勤講師でございますけれども、これにつきましては、非常勤講師の報酬等の予算額については、県立学校や教育事務所など関係部署から提出された執行見込額、3学期に新たに措置が見込まれる額を合わせて、今回、補正額として計上しているのですが、人材不足によりまして、予定しておりました非常勤講師が雇用できなかったこと、それと学校体制支援のために少し多目に予算を取っていたのですが、その予算の執行が年度当初予想しておりましたよりも下回ったことが主な要因です。

近藤委員： なってほしくても人がいないというところも大きい理由ということですか。

大内総務課長： おっしゃるとおりでございます、人探しができなかったということです。

平川教育長： ほかに御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり承認されました。

続いて、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(10:27)

【非公開審議】

第5号議案 平成30年度メイプル賞（第2回）の受賞者について

平成30年度メイプル賞（第2回）の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第4号議案 教職員人事について

小学校教諭の酒気帯び運転に係る人事措置（停職6月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正につ

いて

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案 教職員人事について

事務局及び学校等の定期人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(12:25)